

## 4 届出、申請の手続き

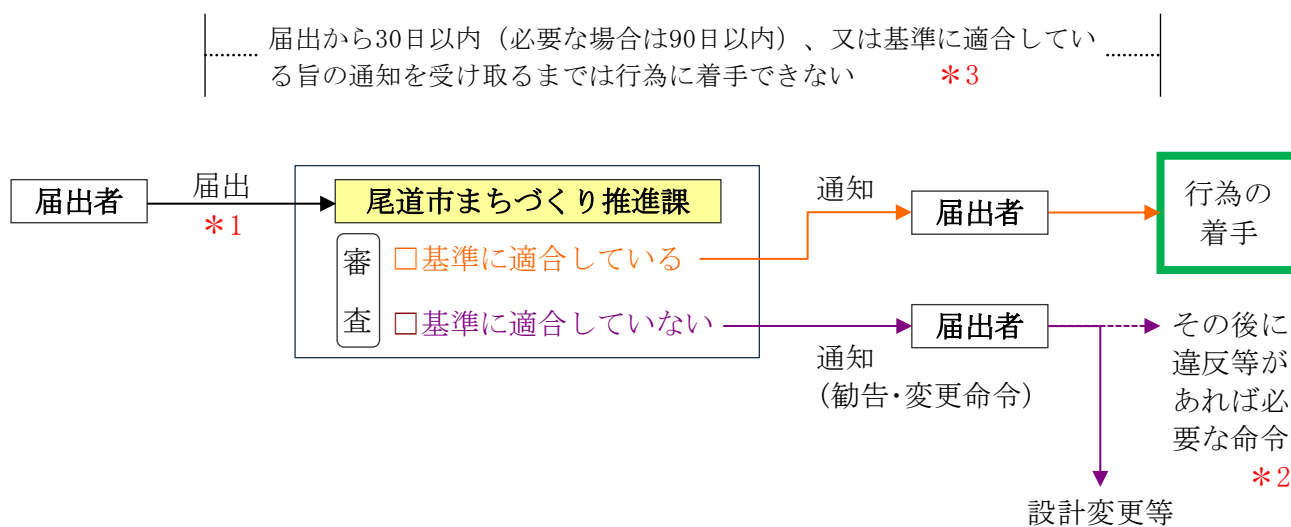
景観計画区域内と景観地区区域内において行う行為の手続きの流れを紹介しています。

○届出又は認定申請が必要となる行為の詳細については、本手引の p 11～12、P29～31 等で確認してください。

○届出又は認定申請は、十分な余裕をもって行ってください。手続きを円滑に進めるため、**基本設計段階など、届出・認定申請前での事前相談も受けます**ので、お気軽にお問い合わせください。

### (1) 景観計画区域内での行為

#### 全ての届出対象行為について



#### 【事前相談のお願い】

基本設計段階など、届出前での事前相談をしていただくようお願いします。事前相談では「チェックリスト」を活用することができます。

#### 【違反に対する罰則等】

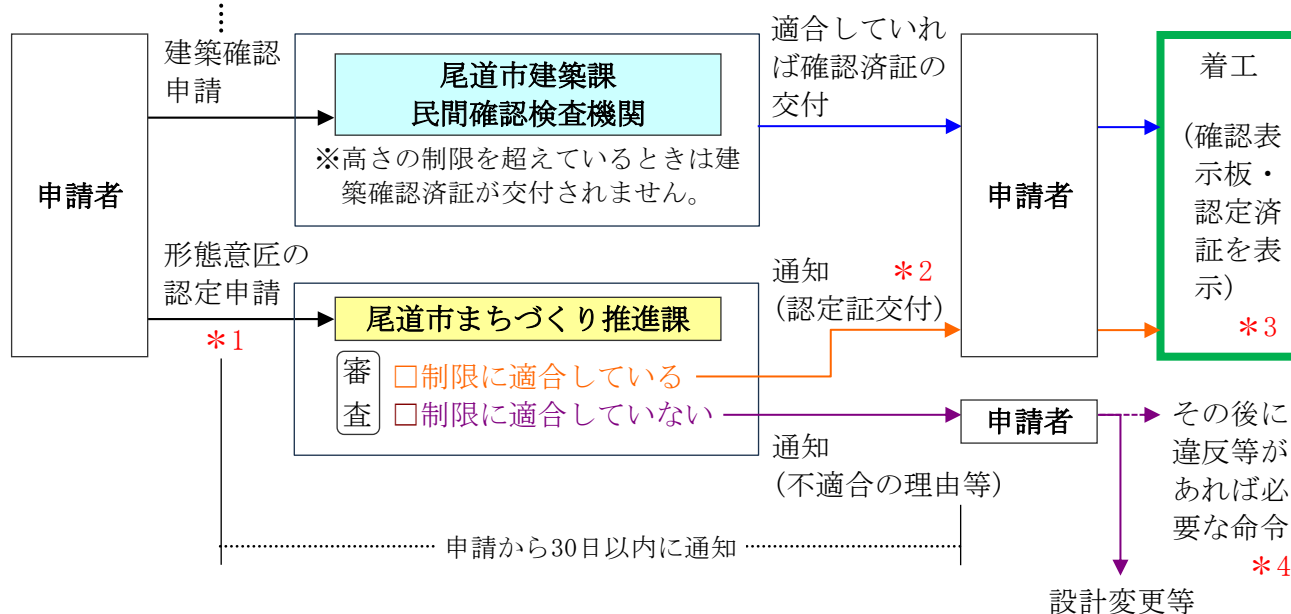
- \*1 届出をしなかった、又は虚偽の届出をした場合、30万円以下の罰金
- \*2 設計変更等の命令に従わなかった場合、50万円以下の罰金
- \*3 届出から30日以内又は通知を受け取るまでに着手した場合、30万円以下の罰金など

## (2) 景観地区内での行為

### ①建築物の場合（形態意匠、高さの最高限度）

工事などのための仮設の建築物であっても、設置する場所や期間を確認するため、認定申請書を提出してください。この場合、添付書類は省略できます。

※建築確認が不要となる建築物では形態意匠の認定申請だけになります。



#### 【事前相談のお願い】

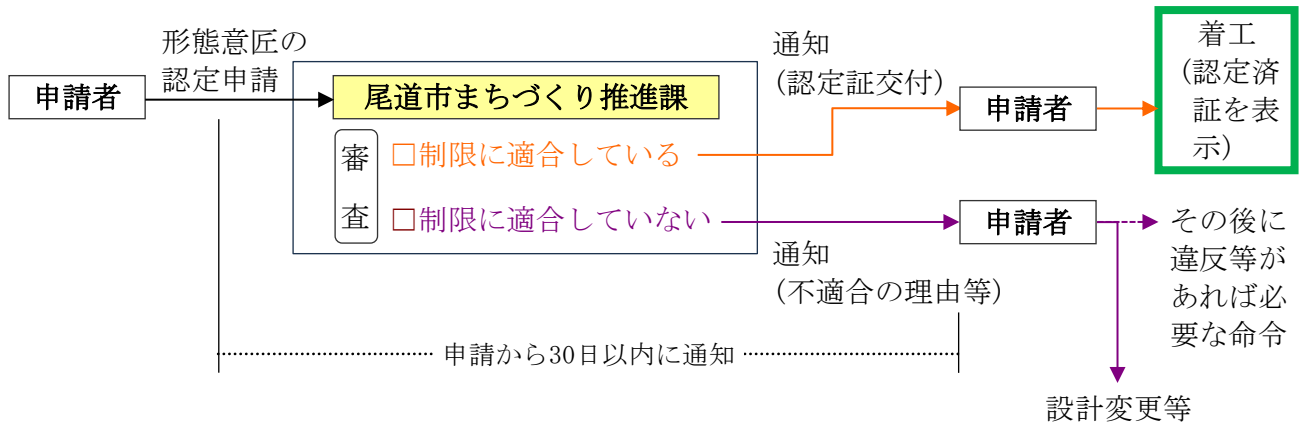
基本設計段階など、認定申請前での事前相談をしていただくようお願いします。事前相談では「チェックリスト」を活用することができます。

#### 【違反に対する罰則等】

- \*1 認定申請をしなかった、又は虚偽の認定申請をした場合、50万円以下の罰金
- \*2 認定を受けずに着工した場合、50万円以下の罰金
- \*3 認定済証を表示しなかった場合、30万円以下の罰金
- \*4 違反建築物に対する命令に従わなかった場合、50万円以下の罰金 など

## ②工作物のうち垣・柵・塀の場合（形態意匠）

工事などのための仮設の工作物であっても、設置する場所や期間を確認するため、認定申請書を提出してください。この場合、添付書類は省略できます。



### 【違反に対する罰則等】

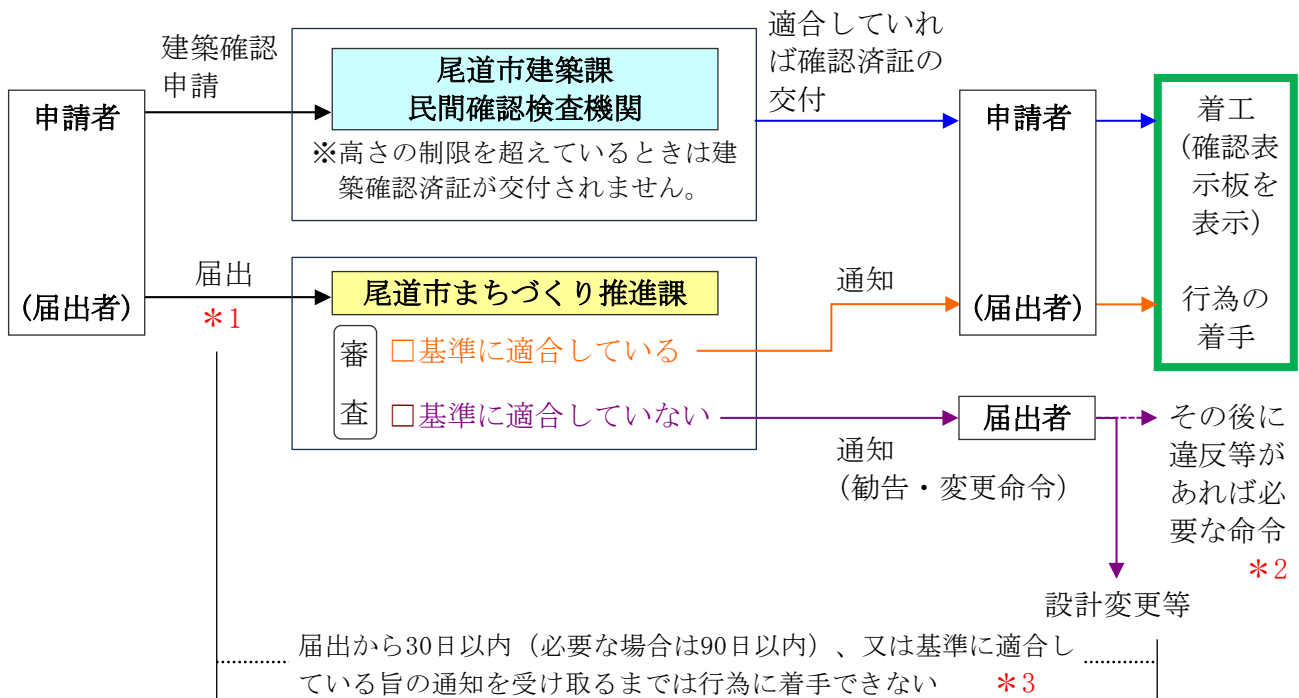
- 違反工作物であることの標識設置
- 工事請負人の住所・氏名などを国土交通大臣や県知事に通知 など

### ③工作物のうち垣・柵・塀以外の場合

#### ア 届出、申請が必要な場合

景観計画の届出対象工作物（p11 参照）について、景観計画の基準と景観地区の高さ制限に適合しているかどうかを確認するものです。

##### 【ア-1】景観計画の届出+建築確認申請が必要なもの



##### 【事前相談のお願い】

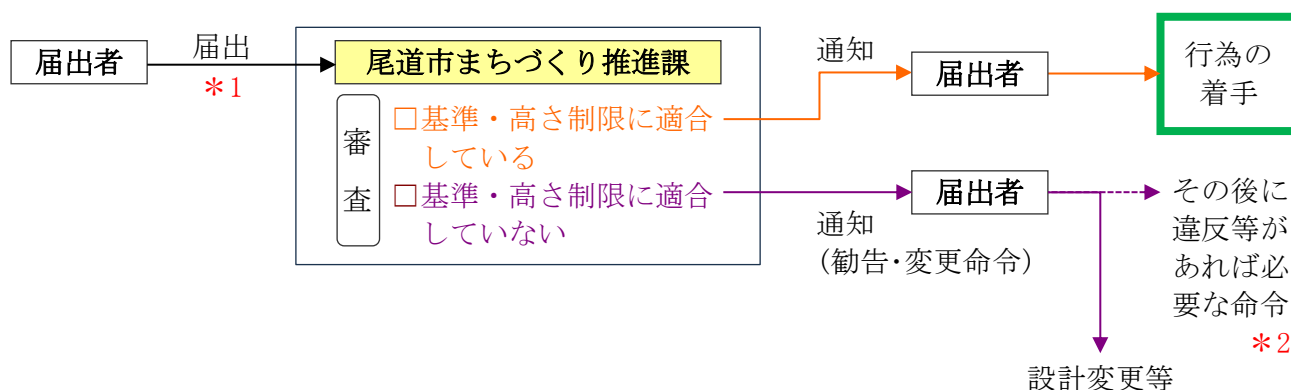
基本設計段階など、届出前での事前相談をしていただくようお願いします。事前相談では「チェックリスト」を活用することができます。

##### 【違反に対する罰則等】

- \*1 届出をしなかった、又は虚偽の届出をした場合、30万円以下の罰金
- \*2 設計変更等の命令に従わなかった場合、50万円以下の罰金
- \*3 届出から30日以内又は通知を受け取るまでに着手した場合、30万円以下の罰金など

## 【ア-2】景観計画の届出のみ必要なもの

届出から30日以内（必要な場合は90日以内）、又は基準に適合している旨の通知を受け取るまでは行為に着手できない **\*3**



### 【事前相談のお願い】

基本設計段階など、届出前での事前相談をしていただくようお願いします。事前相談では「チェックリスト」を活用することができます。

### 【違反に対する罰則等】

- \*1 届出をしなかった、又は虚偽の届出をした場合、30万円以下の罰金
- \*2 設計変更等の命令に従わなかった場合、50万円以下の罰金
- \*3 届出から30日以内に着手した場合、30万円以下の罰金 など

## イ 届出、申請が不要な場合

景観地区内における工作物は、景観計画の届出が不要な規模で、建築確認申請が不要のものであっても、高さの制限への適合義務があります。

景観地区内で建築物の屋上などに工作物を設置する場合は、高さの制限に十分注意してください。

### 【違反に対する罰則等】

- 違反工作物であることの標識設置
- 工事請負人の住所・氏名などを国土交通大臣や県知事に通知 など

### 仮設建築物・仮設工作物は・・・

非常災害があったとき、市長が指定するエリアで、災害で破損した建築物・工作物の応急修理をするとき、国・県・市・日本赤十字社が応急仮設建築物・工作物をつくるとき、又は被災者が自分で使用する一定規模以下の建築物・工作物を、災害発生から1か月以内に着工してつくるときは、認定申請は必要ありません。

仮設建築物・工作物を、3か月を超えて使用しようとするときは、市長の許可が必要です。市長は、2年以内の期限を設けて許可することができます。